

農林水産課所管の補助事業における不適切事務について

令和4年度、5年度に実施した農林水産課所管の補助事業において、不適切事務処理事案を確認しましたので、下記の通り公表するとともに対応についてお知らせいたします。

1. 事業概要
- ①国の地方創生臨時交付金を活用した市補助金交付事務において、令和4年度に補助金交付決定を行い、一部を概算払い、その後残額について令和5年度に繰越処理を行い、更に概算払いにて補助金を支出しているが、実績報告に基づく検査、額の確定、精算といった事務処理がなされていなかった。
 - ②令和5年度（令和4年度からの繰越分）の補助金交付事務において、補助金を概算払いにより支出し、実際の事業はほぼ令和6年度に実施しており、令和5年度末においては業務未完了のままであったが、完了したものとして国へ交付金充当事業の報告をしていた。
 - ③補助事業は、令和6年度に完了しているものの、当初交付決定を行った事業内容とは変更となっており、この変更を認めるという事務処理もなされていなかった。
 - ④本事案は国交付金の返還事案と思われ、国、県との協議が必要となる。

2. 経過
- ・令和7年4月中旬、組織改編等に伴う事務引き継ぎ等により、補助事業全容の理解が困難な事案が判明。
 - ・その後、補助事業に係る書類の一部不備が判明。
 - ・担当職員や事業関係者への聞き取り、現地踏査など、状況把握のための調査を実施。
 - ・国交付金返還事案でもあると考えられることから、公表することとした。

3. 今後の対応
- ・関係部課による詳細な調査
 - ・地方創生臨時交付金の国への返還が必要と思われるため、国、県と協議
 - ・補助金交付に関する法令・要綱に基づく適正な事務処理の徹底（事務進捗状況チェック表による確認の徹底など）

※内容につきましては、下記担当までお問い合わせください。

本日20時まで待機しております。

問合せ
大田市産業振興部農林水産課
担当：森山久利
電話 0854-83-8169